

保 発 1 2 2 4 第 1 号  
令和元年 1 2 月 2 4 日

地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 殿  
都道府県民生主管部 ( 局 )  
国民健康保険主管課 ( 部 ) 長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部 ( 局 )  
後期高齢者医療主管課 ( 部 ) 長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

#### 平成 30 年度決算検査報告について

標記については、会計検査院から内閣に送付されているところであるが、この報告における厚生労働省所管の健康保険法等に基づく療養の給付に係る指摘事項は別添のとおりである。

地方厚生(支)局及び都道府県にあつては、保険医療機関等に対する指導の実施にあたり、指摘された内容について一層の適正を期されるようお願いする。

特に、平成 30 年度決算に係る指摘事項において、診療報酬等の不適正な算定の原因の多くが、保険医療機関等において入院基本料等の算定要件を満たしていないことによるものであることから、今後とも、保険医療機関等に対する個別指導等を適切に実施するとともに、適時調査について、医療監視及び薬事監視情報を有効に活用するなど、衛生主管部局とのより一層の連携強化を図りつつ、計画的に実施されたい。

また、審査支払機関及び保険者に対しては、貴職より指摘事項を周知するとともに、診療報酬明細書等の審査、点検の充実強化について取り組んでいただくようお願いする。

医 療 費 (65) (66)

(65) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費(平成26年度以前は、(項)生活保護費) (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、18 都道府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実 施 主 体	全国健康保険協会、都、道、県10、市126、特別区15、町15、村2、国民健康保険組合11、後期高齢者医療広域連合30、計212実施主体
医療機関等数	89 医療機関、3 訪問看護事業所
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目等	入院基本料、リハビリテーション料、訪問看護療養費等
過大に支払われていた医療費の件数	33,981 件(平成26年度～30年度)

過大に支払われていた医療費の額	416,611,128 円(平成 26 年度～30 年度)
不当と認める国の負担額	161,519,460 円(平成 26 年度～30 年度)

## 1 医療給付の概要

### (1) 医療給付の種類

厚生労働省所管の医療保障制度には、後期高齢者医療制度、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により次の医療給付が行われている。

ア 後期高齢者医療制度において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づき、各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者(75 歳以上の者又は 65 歳以上 75 歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。以下同じ。)に対して後期高齢者医療の事務を処理するために当該都道府県の区域内の全ての市町村(特別区を含む。以下同じ。)が加入する後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う医療

イ 医療保険制度の一環として、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)等(以下「医療保険各法」という。)に規定する保険者が、医療保険各法に基づき、後期高齢者を除く被保険者(被扶養者を含む。以下同じ。)に対して行う医療

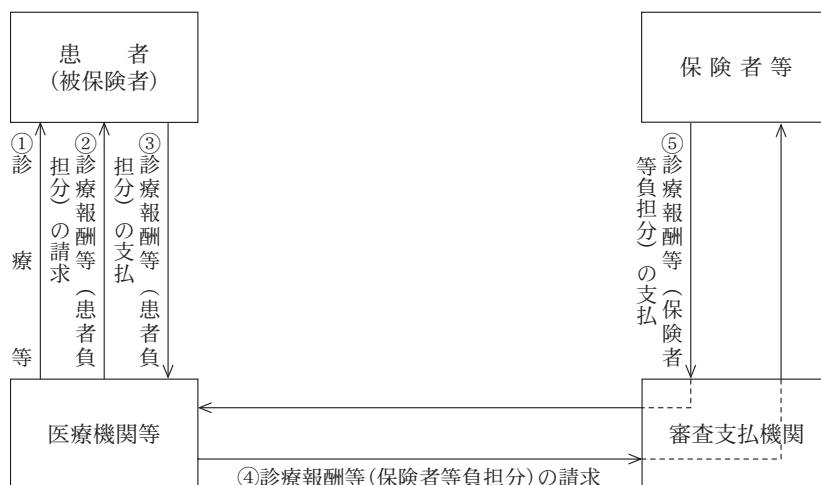
ウ 公費負担医療制度の一環として、都道府県又は市町村が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)等に基づき被保護者等に対して行う医療

### (2) 診療報酬又は訪問看護療養費

これらの医療給付においては、被保険者((1)ウの被保護者等を含む。以下同じ。)が医療機関で診察、治療等の診療を受けた場合等又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者が訪問看護事業所の行う訪問看護を受けた場合に、広域連合、保険者、都道府県又は市町村(以下「保険者等」という。)及び患者が、これらの費用を医療機関又は訪問看護事業所(以下「医療機関等」という。)に診療報酬又は訪問看護療養費(以下「診療報酬等」という。)として支払う。

診療報酬等の支払の手続は、次のとおりとなっている(図参照)。

図 診療報酬等の支払の手続



ア 診療等を担当した医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数に単価(10円)を乗ずるなどして算定する。

イ 医療機関等は、診療報酬等のうち、患者負担分を患者に請求して、残りの診療報酬等(以下「医療費」という。)については、高齢者医療確保法に係るものは広域連合に、医療保険各法に係るものは各保険者に、また、生活保護法等に係るものは都道府県又は市町村に請求する。

このうち、保険者等に対する医療費の請求は、次のように行われている。

(ア) 医療機関等は、診療報酬請求書又は訪問看護療養費請求書(以下「請求書」という。)に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金(以下「審査支払機関」と総称する。)に毎月1回送付する。

(イ) 審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検した後、医療機関等ごと、保険者等ごとの請求額を算定して、その後、請求額を記載した書類と請求書及びレセプトを各保険者等に送付する。

ウ 請求を受けた保険者等は、それぞれの立場から医療費についての審査点検を行って金額等を確認した上で、審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払う。

### (3) 国の負担

保険者等が支払う医療費の負担は次のようになっている。

ア 高齢者医療確保法に係る医療費(以下「後期高齢者医療費」という。)については、広域連合が審査支払機関を通じて支払うが、この費用は国、都道府県、市町村及び保険者が次のように負担している。

(ア) 高齢者医療確保法に基づき、原則として、国は12分の4を、都道府県及び市町村はそれぞれ12分の1を負担しており、残りの12分の6については、各保険者が納付する後期高齢者支援金及び後期高齢者の保険料が財源となっている。

(イ) 国民健康保険法に基づき、国は都道府県等が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

(ウ) 健康保険法に基づき、国は全国健康保険協会が保険者として納付する後期高齢者支援金に要する費用の額の一部を負担している。

イ 医療保険各法に係る医療費については、国は、患者が、①全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である場合は全国健康保険協会が支払った額の16.4%を、②都道府県及び市町村が行う国民健康保険の一般被保険者である場合は市町村が支払った額の41%を、③国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者である場合は国民健康保険組合が支払った額の13%から47.3%までを、それぞれ負担している。

ウ 生活保護法等に係る医療費については、国は都道府県又は市町村が支払った医療費の4分の3又は2分の1を負担している。

## 2 検査の結果

### (1) 検査の観点及び着眼点

国民医療費は、医療の高度化や人口の高齢化に伴って、平成25年度に40兆円を超え、その後も上昇傾向となっている。また、このうち後期高齢者医療費は、高齢化が急速に進展する中でその占める割合が3割を超えている。このような状況の中で医療費に対する国の負担も多額に上っていることから、本院は、後期高齢者医療費を中心に、合規性等の観点から、医療費の請求が適正に行われているかに着眼して検査した。

### (2) 検査の対象及び方法

本院は、8厚生(支)局及び19都道府県において、保険者等の実施主体による医療費の支払について、レセプト、各種届出書、報告書等の書類により会計実地検査を行った。そして、医療費の支払について疑義のある事態が見受けられた場合は、地方厚生(支)局及び都道府県に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

### (3) 検査の結果

検査の結果、18都道府県に所在する89医療機関及び3訪問看護事業所の請求に対して212実施主体において、26年度から30年度までの間における医療費が、33,981件で計416,611,128円過大に支払われており、これに対する国の負担額161,519,460円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと次のとおりである。

診療報酬項目等	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払われていた医療費の件数	過大に支払われていた医療費の額	不当と認める国の負担額
		件	千円	千円
①入院基本料	66市区町等 (48)	4,206	284,530	110,955
②リハビリテーション料	114市区町等 (31)	17,914	93,497	35,589
③初診料・再診料等	84市区町村等 (10)	11,407	25,723	9,702
①-③の計	212実施主体 (89)	33,527	403,751	156,247
④訪問看護療養費	2市 (3)	454	12,859	5,272
①-④の計	212実施主体 (92)	33,981	416,611	161,519

注(1) 複数の診療報酬項目について不適正と認められる請求があった医療機関については、最も多額な診療報酬項目で整理した。

注(2) 計欄の実施主体数は、各診療報酬項目等の中で実施主体が重複することがあるため、各診療報酬項目等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(3) ③初診料・再診料等には、初診料・再診料のほかに、入院基本料等加算、医学管理料及び在宅医療料を含む。

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められる。

ア 実施主体及び審査支払機関において、医療機関等から不適正と認められる医療費の請求があったのにこれに対する審査点検が十分でなかったこと

イ 地方厚生(支)局等及び都道府県において、医療機関等に対する指導が十分でなかったこと

#### (4) 過大に支払われていた事態の詳細等

医療費が過大に支払われていた事態について、診療報酬項目等の別に、その算定方法及び検査の結果の詳細を示すと次のとおりである。

##### ア 入院基本料

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。)等によれば、入院基本料のうち、療養病棟入院基本料等については、療養病棟等に入院している患者に対して、患者の疾患、状態等について厚生労働大臣が定める区分に従い、1日につき所定の点数を算定することとされている。

検査したところ、17都道県に所在する48医療機関において、入院基本料等の請求が不適正と認められるものが4,206件あった。その様子は、療養病棟入院基本料に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して、高い区分の点数で算定していたものである。

このため、上記4,206件の請求に対して、66市区町等において医療費が計284,530,713円過大に支払われており、これに対する国の負担額110,955,122円は負担の必要がなかったものである。

##### イ リハビリテーション料

算定基準等によれば、リハビリテーション料のうち、脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨の届出を地方厚生(支)局長に対して行った医療機関が同大臣の定める患者(以下「対象患者」という。)に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、発症、手術等から180日又は150日以内に限り、その届出に係る所定の点数を算定することなどとされている。そして、この場合には、レセプトの摘要欄に当該疾患名、発症日等を記載することとされている。

ただし、治療を継続することにより状態の改善が期待できるなどの対象患者については、180日を超えて算定することができるなどとされている。

また、介護保険の要介護被保険者等である対象患者に対して、必要があつて180日を超えてリハビリテーションを行った場合には、所定の点数より低い点数を算定することなどとされている。

検査したところ、12都道県に所在する31医療機関において、リハビリテーション料等の請求が不適正と認められるものが17,914件あった。その様子は、180日を超えてリハビリテーションを行った要介護被保険者等である対象患者に対して、所定の点数より低い点数で算定すべきところ、所定の点数で脳血管疾患等リハビリテーション料を算定するなどしていたものである。

このため、上記17,914件の請求に対して、114市区町等において医療費が計93,497,045円過大に支払われており、これに対する国の負担額35,589,740円は負担の必要がなかったものである。

ウ 初診料・再診料等

算定基準等によれば、初診料については、患者の傷病について医学的に初診といわれる医師の診療行為があったときに、また、再診料については、その後の診療行為の都度、それぞれ算定することとされている。ただし、特別養護老人ホーム等に配置されている医師(以下「配置医師」という。)が当該施設の入所者に対して行う診療については、原則として、初診料、再診料は算定できないこととされている。

検査したところ、7県に所在する10医療機関において、初診料・再診料等の請求が不適正と認められるものが11,407件あった。その主な態様は、配置医師が特別養護老人ホーム等の入所者に対して行った診療について、初診料、再診料を算定していたものである。

このため、上記11,407件の請求に対して、84市区町村等において医療費が計25,723,964円過大に支払われており、これに対する国の負担額9,702,246円は負担の必要がなかったものである。

エ 訪問看護療養費

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)等によれば、訪問看護療養費のうち、訪問看護基本療養費等については、訪問看護を受けようとする者等に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書等に基づき、訪問看護事業所の看護師等が訪問看護を行った場合に、1日につき所定の額を算定することなどとされている。ただし、指定障害者支援施設等の入所者に対して行う訪問看護については、原則として、訪問看護基本療養費等は算定できないこととされている。

検査したところ、2県に所在する3訪問看護事業所において、訪問看護療養費の請求が不適正と認められるものが454件あった。その態様は、指定障害者支援施設の入所者に対して行った訪問看護について、訪問看護基本療養費等を算定していたものである。

このため、上記454件の請求に対して、2市において医療費が計12,859,406円過大に支払われており、これに対する国の負担額5,272,352円は負担の必要がなかったものである。

医療費が過大に支払われていた事態について、医療機関等の所在する都道府県別に示すと次のとおりである。

都 道 県 名	実 施 主 体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
北 海 道	4市町等 (2)	280	5,494	2,069	①②
秋 田 県	10市町等 (3)	1,272	48,017	18,447	①③
茨 城 県	65市区町村等 (7)	4,210	37,794	14,458	①②③
群 馬 県	6市等 (4)	225	17,355	6,715	①
千 葉 県	37市区町等 (11)	4,930	48,781	18,946	①②③④

都道県名	実施主体 (医療機関等数)	過大に支払わ れていた医療 費の件数	過大に支払わ れていた医療 費の額	不当と認める 国の負担額	摘 要
		件	千円	千円	
東京都	10 市区等 (7)	798	19,181	7,634	①②
神奈川県	12 市区町等 (6)	2,237	12,092	4,669	①②③
新潟県	18 市区村等 (4)	3,295	23,313	8,953	①③
石川県	9 市等 (1)	1,583	3,351	1,281	②
愛知県	15 市町等 (10)	5,528	47,798	17,399	①②③
三重県	8 市等 (2)	77	3,743	1,540	①
兵庫県	17 市町等 (10)	2,375	49,757	20,959	①②
広島県	7 市等 (4)	1,766	14,241	5,263	①②
香川県	4 市町等 (4)	935	23,440	8,422	①②
愛媛県	17 市町等 (6)	2,988	19,957	7,709	①②③
福岡県	7 市等 (6)	1,081	27,296	11,197	①②④
佐賀県	5 市等 (3)	330	6,847	2,669	①
鹿児島県	2 市等 (2)	71	8,146	3,181	①
計	212 実施主体 (92)	33,981	416,611	161,519	

注(1) 計欄の実施主体数は、都道県の間で実施主体が重複することがあるため、各都道県の実施主体数を合計したものとは一致しない。

注(2) 摘要欄の①から④までは、224 ページの2(3)の検査の結果の診療報酬項目等の別に対応している。